

## 寄附金等による表彰に関する財務規程

制定：令和5年1月24日

(本規程の目的)

第1条 この規程は、サービス学会（以下本学会という）が表彰を行う個人名や企業名等を冠した賞に関する、個人や企業等からの表彰を目的とする寄付金等の目的および運用について定めるものである。

(表彰を目的とした寄附金等と本規程の範囲)

第2条 本学会が受け入れる寄附・寄贈等について、その申請時に表彰を目的とされたものは、表彰を目的とした寄附金等と呼び、この規定に従って財務的に処理する。

(会計処理)

第3条 表彰を目的とした寄附金等は、当該寄附金等の受入時点で、指定正味財産として計上し、個別に資産管理を行う。

2. 指定正味財産のうち預貯金として管理する部分は、個別の預貯金口座を設け、当該口座の状態は財産目録で個別表示するとともに、その内訳も財産目録に付記する。
3. 個人名や企業名等を冠した賞が表彰された場合、当該賞の表彰を目的とする寄附金等を原資とし、当該賞にかかる経費が発生した際に関連支出総額を費用処理するとともに、指定正味財産を減額する。
4. 3に定める原資に不足が生じた場合、理事会の承認のもと、当該不足額を当該年度の事業会計から拋出することができる。
5. 既存の個人名や企業名等を冠した賞に対し、その趣旨に賛同し、当該賞の表彰を目的とした寄附金等の申し出があった場合、理事会の承認のもとで受け入れ、指定正味財産および内訳に加算できる。

(表彰を目的とした寄附金等にかかる預貯金口座の用途)

第4条 表彰を目的とした指定正味財産のうち、預貯金口座で管理する部分については、当該賞の贈呈にかかる一連の経費、当該賞を含む本学会の表彰にかかる事務経費のみに使用する。

2. 前号に定める経費の執行は、総務委員会が所管する。経費の執行は、本学会の規定や慣習に従う。

(審議)

第5条 本規程に関する重要な事項は、理事会で審議する。

(運営事務)

第6条 本規程に関する運営事務は、事務局が行う。

以上